

貸与物品

貸与物品のうち、指定管理業務の執行に必要な集密書架や舞台・音響・映写設備などの特殊備品については、建築時に整備。

その他、指定管理業務の執行に必要な備品として、事務机、会議机及び椅子等を中心に整備予定。

詳細については指定管理者選定後に別途協議予定。